

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 19 年 12 月 14 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は18万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）国民年金 事案 2842（福岡国民年金 1923 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年10月まで

私は、昭和49年4月5日にA区役所で住民票の異動手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。当時は、事業所に住み込みで働きながら専門学校に通っており、十分な給料を受け取っていなかったため、同区役所の職員に国民年金保険料を納付できないことを伝えて、加入手続と同時に保険料の免除の申請をしたはずである。

それにもかかわらず、申立期間が国民年金の未納期間とされていたため年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

前述の国民年金の手続は一人の職員が対応し、国民年金手帳に生年月日を誤って記入したことを思い出したので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間（昭和49年4月から53年3月まで）に係る申立てについては、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請は毎年度行う必要があったところ、申立人は前回の申立期間においては昭和50年度以降の免除申請の手続を行った記憶は無いと述べていること、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間当時住み込みで働いていた事業所の同僚等から、申立人の保険料免除の申請に係る証言を得られないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成22年3月31日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間が記憶違いであったとして申立期間の終

期を昭和 54 年 10 月に変更した上で、A 区役所において国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行った際に、一人の職員が対応し、当該職員が国民年金手帳に生年月日を誤って記入したことを思い出したとして再度申し立てており、併せて、申立期間当時の写真、在学していた専門学校に係る成績表や教材等を追加の資料として提出している。

しかしながら、申立人の申立期間当時の国民年金手帳に誤った生年月日が記載されていたことは確認できるものの、A 区は前述の加入手続等を窓口で対応した職員を特定することができない旨回答している。

また、申立人が追加提出した資料からは、申立期間当時における専門学校及び事業所への在籍が確認できるものの、保険料の免除の申請を行ったとする事情をうかがうことができない。

このほか、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年7月までの期間及び60年4月から平成5年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年7月まで
② 昭和60年4月から平成5年4月まで

私は、会社を退職してから数年後の平成3年頃、自宅を訪れたA郡B町（現在は、C市）の職員から国民年金に加入するように言われ、国民年金に加入した。また、当該職員が2回目以降に訪れた際に、申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて現金で納付したので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、D社会保険事務所（当時）の管轄の番号であり、同社会保険事務所は平成7年4月に設置されている旨をE年金事務所が回答していることから、申立人の記号番号は、同年4月以降に払い出されたと考えられる。

また、前述の払出時期のうち、最も早い平成7年4月時点でも、申立期間①及び申立期間②の大部分に当たる昭和60年4月から平成5年2月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿の申立期間の納付記録には「未納」と記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から53年3月まで

私は、昭和44年9月から48年3月まではA県の大学に在学しており、同年4月からは実家の在るB県C市に戻り家業に就いていた。

申立期間については、私の両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、国民年金の未加入期間とされているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号制度が導入された平成9年1月1日時点で申立人が加入していた厚生年金保険の手帳記号番号を基に付番されたものであり、同番号に国民年金の手帳記号番号が統合された記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間当時居住していたとするA県D市を管轄していたE社会保険事務所（当時）及びC市を管轄していたF社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できず、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されることは無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の両親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について確認することができない。

このほか、申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（宮崎）厚生年金 事案 5408（宮崎厚生年金事案 210 及び 334 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 8 月 20 日まで
② 昭和 37 年 12 月 5 日から 38 年 12 月 20 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 5 日から 39 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間①については、A市に在ったB社でC職として勤務していた。

申立期間②については、D社（現在は、E社）で働いていた期間のうちの1年間であるが、F社（現在は、G社）が経営していたH事業所で、本名とは違う名前を名乗りI職として勤務していた。

申立期間③については、J市に在ったD社でK業務をして勤務していた。これらの会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、それぞれの申立事業所において勤務していた時期及び一緒に勤務していた同僚の姓を思い出したので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①（当初の申立期間は、昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 22 日まで）に係る申立てについては、申立人が挙げた元同僚の証言などにより、申立人が当時、B社に勤務していたことは認められるものの、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無いこと、また、申立人が挙げた同僚3人について、1人には厚生年金保険の加入記録が見当たらないことなどから、同社が当初の申立期間当時、その従業員の全員

を厚生年金保険に加入させていたと認めるまでには至らないこと等を理由として、既に年金記録確認宮崎地方第三者委員会（当時。以下「宮崎委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、当初の申立期間の始期よりも 1 か月ほど前から勤務し始めたこと、及び当該期間において一緒に勤務していた同僚 5 人の姓を思い出したことを理由として、申立期間を変更した上で再度申し立てている。

しかしながら、当該 5 人のうち 3 人の姓と同姓の者は、B 社の申立期間①における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらず、残りの 2 人については、姓が一致する者が見られるものの、いずれも既に死亡しており、当時の状況について照会を行うことができない。

- 2 申立期間②（当初の申立期間は、昭和 37 年 12 月頃から 38 年 5 月頃まで）に係る申立てについては、F 社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等について確認することができないこと、事業主、複数の同僚等は、当時は、従業員の全員が厚生年金保険被保険者とされていたわけではなかった旨回答している上、申立人が挙げた同じ職種の同僚等は、その全員が同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いこと等を理由として、宮崎委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②について、F 社が経営していた H 事業所で勤務していたのは 1 年間であったこと、及び当該期間において一緒に勤務していた同僚二人の姓を思い出したことを理由として、申立期間を変更した上で再度申し立てている。

しかしながら、F 社の申立期間②における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が挙げた同僚二人と同姓の者は見当たらない。

また、申立人が F 社において勤務していたときに名乗っていたとしている氏名についても、再度、同社に係る申立期間②における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、これに該当する氏名は見当たらない。

- 3 申立期間③（当初の申立期間は、昭和 38 年 6 月頃から同年 12 月頃まで）に係る申立てについては、申立人が勤務していたとする D 社の人事担当者は、K 業務の担当者には試用期間があり、厚生年金保険については本社一括で管理し、試用期間終了後に加入させていた旨回答しており、事業主は一部の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること等を理由として、宮崎委員会の決定に基づき、平成 21 年

11月26日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、D社に勤務していた期間及び申立期間③において一緒に勤務していた同僚二人について氏名及び姓のみを思い出したとして、申立期間を変更した上で再度申し立てている。

しかしながら、申立期間③におけるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が氏名を挙げた者と同姓同名の者は見当たらない。

また、姓のみを挙げた者と同姓の者のうち、前述の被保険者名簿により申立期間③当時にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の者に照会したが、その回答からは、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことはうかがえない。

- 4 申立期間について、申立人が当時の同僚として氏名及び姓のみを挙げた者に加えて、それぞれの申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、その回答からは、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認することができない。

このほかに、宮崎委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5409（九州（福岡）厚生年金事案 5311 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 2 月 4 日から 59 年 9 月 21 日まで

私は、申立期間①及び②についてはA社本社に勤務し、申立期間③についてはB社C支店に支店長として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間①及び③については私がそれぞれの会社に勤務していたことを示す新たな資料を提出して再度申し立てる。

私が申立期間において、それぞれの会社に勤務していたのは間違いないので、再度調査の上、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、i) A社における申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 同社等において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（申立人が氏名を挙げた者二人を含む。）に照会を行ったが、当該期間に係る申立人の勤務実態に関する具体的な証言を得ることができないこと、iii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料を得ることができないこと等を理由として、また、申立期間③については、i) 申立人が当該期間にお

いて、B社C支店に勤務していたことはうかがえるものの、申立人が提出した当該期間の一部に係る給与所得の源泉徴収票の写しによると、社会保険料控除額欄に控除保険料額の記載が無いこと、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、当該期間より後の昭和59年12月1日であること、iii) 当時の事業主から、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な回答を得ることができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成26年10月2日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は、今回、A社本社に勤務していたことは間違いないと主張し、このうち申立期間①において同社に勤務していたことを示す資料として同社が作成したとみられる「給与査定に関する件」などが記載された書類等を新たに提出している。

しかしながら、当該書類を見ても、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる記載は無く、申立期間②についても新たな事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、今回、B社C支店での自身の業務状況等を示す資料として自ら作成した書類を新たに提出している。

しかしながら、当該書類を見ても、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる記載は無い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚についても、それ以前に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

さらに、前述の同僚のうち一人は、申立人がB社C支店に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間、同社における厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等については不明である旨回答している。

- 4 このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 13 日まで

私は、昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 13 日まで A 社（以下「申立事業所」という。）が所有する「B 丸」に船員として乗り組んでいたが、船員保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、商業登記簿によると既に解散しており、申立期間当時の取締役は、人事記録及び船員保険関係の書類について自身も当時の代表取締役も保管していないと回答していることから、申立人の申立期間に係る申立事業所での勤務実態や事業主による船員保険料の給与からの控除について関連資料を得ることができない。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険料の給与からの控除に関する回答を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立事業所に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。